

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年五月二十三日

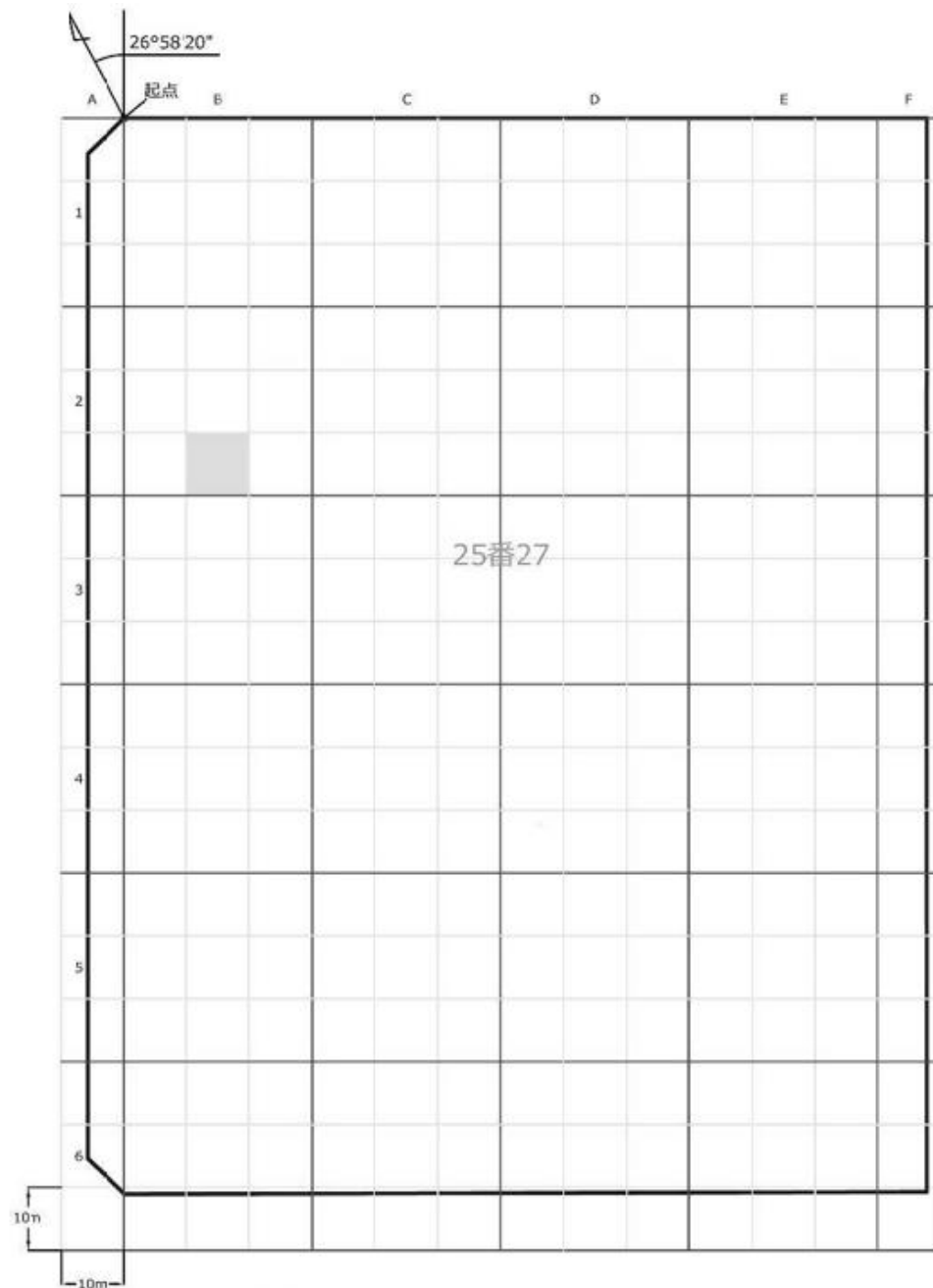
埼玉県知事 大 野 元 裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番二十七の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



起点

起点は埼玉県比企郡滑川町大字都 25 番 27 の最北端とする。

格子の回転角度：26° 58' 20"

 形質変更時要届出区域に指定する区画

 敷地境界